

田野町町制 100 周年記念提案事業補助金交付要綱

(主旨)

第 1 条 この要綱は、田野町町制 100 周年記念事業基本構想に基づき、町をあげて、町制 100 周年を祝い、新たな 100 年へつなげていくため、住民が主体となり実施するイベント等に要する経費の補助に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象者)

第 2 条 町内を主な活動の範囲とする協議会、住民団体、自治会、企業等で次の要件をすべて満たす団体（以下（補助対象団体）という。）を対象とする。

- (1) 特定の政党の利害に関する政治活動を行わない団体であること。
- (2) 特定の宗教、宗派、教団等を支援する活動を行わない団体であること。
- (3) 5 人以上で構成され、構成員のうち 3 分の 1 以上が町内に在住、在勤又は在学する者であること。
- (4) 田野町暴力団排除条例（平成 23 年 3 月 8 日条例第 1 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団及び同条第 2 号に規定する暴力団員に該当しないこと。
- (5) 田野町暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員を構成員に含まない団体であること。

(補助対象事業)

第 3 条 田野町町制 100 周年記念事業の目的に沿い、補助対象団体が自主的に取り組み、原則として新たに取り組む事業を対象とし、継続事業の場合は、拡充部分を対象とする。

2 補助対象事業が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付対象としない。

- (1) 構成員の親睦又は、趣味的な活動を目的とするもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を害する恐れがある事業
- (3) 国又は地方公共団体が支出する他の補助金の交付又は、交付決定を受けている事業
- (4) その他、田野町町制 100 周年記念事業実行委員会長（以下「会長」という。）が補助対象事業として適当でないと認める事業

(補助対象経費)

第 4 条 補助対象経費は、補助対象事業の実施に必要な経費は別表に定めるものとする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、別表に定める。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象団体等は、田野町町制 100 周年記念事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）が定める期間内に次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 田野町町制 100 周年記念提案事業補助金交付申請書（様式第 1 号）
- (2) 田野町町制 100 周年記念提案事業補助金事業計画書（様式第 2 号）
- (3) 収支予算書（様式第 3 号）
- (4) 団体概要書（様式第 4 号）
- (5) 団体の定款または会則等、団体の運営に関する規定
- (6) 団体構成員名簿

(審査方法)

第7条 前条の規定による申請に係る補助対象事業の審査は、実行委員会が審査基準に基づき書類審査により行う。

(交付決定)

第8条 前条の規定による審査結果に基づき、補助金の交付を行う団体等を決定したときは、田野町町制 100 周年記念提案事業補助金交付決定通知書（様式第 5 号）により、当該団体等に通知し、補助金交付を行わない旨を決定したときは、田野町町制 100 周年記念提案事業補助金不交付決定通知書（様式第 6 号）により当該団体に通知するものとする。

(変更申請及び承認)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた団体（以下「補助団体」という。）は、該当交付決定に係る申請内容に変更が生じるときは、田野町町制 100 周年記念提案事業補助金変更交付申請書（様式第 7 号）に当該変更に係る関係書類を添えて実行委員会に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

2 実行委員会は前項の規定による申請を受けた場合は、補助対象事業の変更の目的及び当該申請に係る書類の内容を申請し、適当であると認めるときは、田野町町制 100 周年記念提案事業補助金変更承認通知書（様式第 8 号）により申請者へ通知することとし、不適當であると認めるときは、田野町町制 100 周年記念提案事業補助金変更不承認通知書（様式第 9 号）により申請者へ通知

することとする。

(実績報告書)

第 10 条 補助団体は、補助対象事業が完了したときは、田野町町制 100 周年記念提案事業補助金実績報告書（様式第 10 号）に次に掲げる書類を添えて実行委員会に提出しなければならない。

- (1) 田野町町制 100 周年記念提案事業活動報告書（様式第 11 号）
- (2) 収支決算書（様式第 12 号）
- (3) 領収書及び写真等の証拠書類

(補助金額の確定)

第 11 条 実行委員会は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、交付すべき補助金を確定し、田野町町制 100 周年記念提案事業補助金交付額確定通知書（様式第 13 号）により補助団体に通知するものとする。

(補助金の請求)

第 12 条 補助団体は、補助金の交付を受けようとするときは、田野町町制 100 周年記念提案事業補助金交付請求書（様式第 14 号）を実行委員会に提出しなければならない。

(交付決定の取消等)

第 13 条 実行委員会は、補助団体が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取消し、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を命じることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) その他この要綱または、関係法令の規定に違反したとき。

(補則)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和元年 11 月 18 日から施行する。

別表 (第4条関係)

補助対象経費	内 容
報償費	講師・専門家への謝礼等 ※補助対象団体の構成員に対するものは除く
旅費	事業の実施に必要な交通費
消耗品費	事務用品、材料、資材等の購入費
印刷製本費	チラシ、ポスター、看板等の作成、印刷等の費用
燃料費	ガソリン費用
役務費	通信運搬に係る経費（郵便料等）、広告料、保険料
使用料・賃借料	会場使用料、車両・機器等の賃借料
委託料	専門的知識、技術等を要する業務の委託費用
備品購入費	事業実施に必要な備品の購入費（補助対象経費の4分の1を超えない範囲内に限る。）

(第5条関係)

実施事業	補助率	補助金額
営利	1 / 2	上限 300,000 円 / 事業
非営利	定額	